

奈良市公報

号 外 第 1 号

平成22年 1月14日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例…… 1
- 奈良市個人情報保護条例…………… 1
- 奈良市職員定数条例の一部を改正する条例……………10
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………10
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市母子福祉センター条例を廃止する条例……………11
- 奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市簡易水道条例の一部を改正する条例……………14
- 奈良市国民健康保険条例等の一部を改正する条例……26

規 則

- 奈良市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則…27
- 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…28
- 奈良市個人情報保護条例施行規則……………28
- 奈良市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則……………45
- 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………45
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………45

正 誤

- 正誤表……………45

条 例

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第50号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市都祁行政センターの項中「奈良市針町2,176番地」を「奈良市都祁白石町1,026番地の1」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成21年12月10日揭示済）

奈良市個人情報保護条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第51号

奈良市個人情報保護条例

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第 1 節 個人情報の取扱い（第 6 条—第13条）
 - 第 2 節 開示（第14条—第26条）
 - 第 3 節 訂正（第27条—第33条）
 - 第 4 節 利用停止（第34条—第39条）
 - 第 5 節 不服申立て等（第40条—第42条）
- 第 3 章 奈良市個人情報保護審議会（第43条—第49条）
- 第 4 章 雑則（第50条—第57条）
- 第 5 章 罰則（第58条—第62条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合

物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 電子計算機処理 電子計算機を用いて行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理

エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となる

おそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認められるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該本人から直接収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関以外の市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から提供を受けて収集するとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から収集することにより、利用目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号の場合において、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（利用の制限）

第7条 実施機関は、当該実施機関の内部で利用目的の範囲を超えた保有個人情報の利用をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、当該保有個人情報を利用することに公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の利用によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

（外部提供の制限）

第8条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の市の機関に提供する場合であって、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第 6 号の場合において、外部提供をしようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限を付し、又は適切な取扱いを確保するための措置を講ずることを求めなければならない。

(適正な維持管理)

第 9 条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 保有個人情報は、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする。

(2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

(電子計算機の結合の制限)

第10条 実施機関は、本市以外のものと電子計算機を結合して保有個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 実施機関は、前項第 2 号の場合において、電子計算機を結合しようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定において、個人情報の保護のために

必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの又は指定管理者は、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じなければならない。

4 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 7 号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 8 号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(4) 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録す

るもの

- (6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するため、その発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (9) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第2節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人と特別の関係にあると実施機関が認める者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請

求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者（第14条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあっては、当該部分を除く。）

- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる

情報を除く。

- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報
- (6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 市又は国等が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 法定代理人等による開示請求がなされた場合において、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

（部分開示）

- 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第16条第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、当該時期を併せて開示請求者に通知するものとする。

（開示決定等の期限）

第21条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第22条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、

次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第24条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルムに記録されているときは視聴又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。
- 3 第15条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。
- 4 開示決定を受けた者は、第20条第1項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての保有個人情報の開示を受けなければならない。ただし、実施機関が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（口頭による開示請求）

第25条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示すために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により開示するものとする。

（費用の負担）

第26条 第24条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第3節 訂正

（訂正請求権）

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 第25条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

- (3) 法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

- 2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第28条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、訂正請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等

- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第29条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第30条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第31条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

（利用停止請求権）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の

定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3号の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人等は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第35条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の取り扱いの事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止するときは、その旨の決定をし、当該保有個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5節 不服申立て等

(審議会への諮問等)

第40条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次のいずれかに該当するときを除き、奈良市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の

決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、同項の不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第42条 第23条第3項の規定は、次のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 奈良市個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第43条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理させるほか、個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することとさせるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(審議会の調査権限)

第44条 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。 （意見の陳述） 第45条 審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （意見書等の提出） 第46条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （提出資料の閲覧） 第47条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 （調査審議手続の非公開） 第48条 審議会の行う第40条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。 （答申書の送付等） 第49条 審議会は、第40条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 第 4 章 雑 則 （他の制度との調整） 第50条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等（奈良市情報公開条例を除く。以下この項において同じ。）に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、当該法令等の定めるところによる。 2 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 （1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票	情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報 （2）統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報 （3）統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 （4）統計法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報 （5）図書館、公民館等の施設において閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報 （国等との協力） 第51条 市長は、事業者が取り扱う個人情報に関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。 （事業者が取り扱う個人情報の保護） 第52条 実施機関は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。 2 実施機関は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。 3 実施機関は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。 4 実施機関は、事業者が正当な理由なく第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、又は前項の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。 （出資法人の個人情報の保護） 第53条 市が出資する法人で市長が規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 2 実施機関は、出資法人に対し、個人情報の保護を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。 （苦情の処理） 第54条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理しなければならない。 （市長の調整） 第55条 市長は、他の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。 （運用状況の公表）
---	--

第56条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。 (委任) 第57条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。 第5章 罰則 (罰則) 第58条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の個人情報の取扱いを伴う事務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第59条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第61条 第43条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示又は第25条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の奈良市個人情報保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 3 改正前の条例第27条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会は、第43条第1項の規定により設置された奈良市個人情報保護審議会とし、同一性をもって存続するものとする。 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正) 5 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)の一部を次のように改正する。 第7条第2項中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に改める。	(平成21年12月10日掲示済) 奈良市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年12月10日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市条例第52号 奈良市職員定数条例の一部を改正する条例 奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「2,230人」を「2,054人」に改め、同条第2号中「230人」を「210人」に改め、同条第3号中「24人」を「20人」に改め、同条第4号中「事務局」の次に「及び学校その他の教育機関」を加え、「130人」を「477人」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「10人」を「9人」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、同条第10号中「394人」を「412人」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「3,570人」を「3,200人」に改め、同号を同条第10号とする。 附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (平成21年12月10日掲示済) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成21年12月10日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市条例第53号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)の一部を次のように改正する。 第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。 第16条中「、第46条及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。)」を「及び第46条」に改める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定による保険給付であって、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。 (平成21年12月10日掲示済)
---	--

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第54号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第138項の次に次のように加える。

138 の 2	汚染土 壤処理 業許可 申請手 数料	土壌汚染対策法の一部 を改正する法律（平成 21年法律第23号）附則 第 2 条第 1 項の規定に より、同法による改正 後の土壌汚染対策法第 22条第 2 項の規定の例 により、その申請を行 うことができることと された同条第 1 項に規 定する汚染土壌処理業 の許可の申請に対する 審査	1 件につき 240,000円
------------	--------------------------------	---	--------------------

第 2 条 奈良市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第115項中「7,700円」を「8,500円」に改め、同表第132項中「13,500円」を「14,900円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「8,000円」を「8,800円」に、「11,900円」を「13,100円」に、「16,500円」を「18,200円」に改める。

別表第138の 2 項を次のように改める。

138 の 2	汚染土 壤処理 業許可 申請手 数料	土壌汚染対策法（平成 14年法律第53号）第22 条第 1 項に規定する汚 染土壌処理業の許可の 申請に対する審査	1 件につき 240,000円
------------	--------------------------------	---	--------------------

附 則

（施行期日）

- この条例中第 1 条の規定は平成22年 1 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 第 2 条の規定による改正後の奈良市手数料条例別表第 115項及び第132項の規定は、平成22年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
（平成21年12月10日揭示済）

奈良市母子福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第55号

奈良市母子福祉センター条例を廃止する条例

奈良市母子福祉センター条例（昭和46年奈良市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（平成21年12月10日揭示済）

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第56号

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例（平成13年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（公衆衛生上講ずべき措置の基準）

第 2 条 法第50条第 2 項の規定による公衆衛生上講ずべき措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 営業者は、営業の施設における衛生管理を次に掲げるところにより行うこと。

ア 営業の施設における衛生管理の一般事項については、次によること。

(ア) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。

(イ) 施設、設備及び器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。

(ウ) (イ)の規定により定めた清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか否かについて、必要に応じ、評価すること。

(エ) 施設、設備、人的能力等に応じた食品及び添加物（以下「食品等」という。）の取扱いを行い、適切な受注の管理を行うこと。

イ 施設の衛生管理については、次によること。

(ア) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に食品衛生上支障のないよう管理すること。

(イ) 製造、処理、加工、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、不必要な物品を置かないこと。

(ウ) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。

(エ) 作業場内の採光、照明及び換気を十分に行い、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。

(オ) 窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、や

むを得ず窓又は出入口を開放する場合にあっては、ほこり、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

- (カ) 排水溝への廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝の清掃及び補修を行うこと。
- (キ) 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。
- (ク) 施設内では動物を飼育しないこと。ただし、営業上の必要により飼育する場合にあっては、食品衛生上支障のないよう適切な措置を講ずること。
- ウ 食品等の取扱いに係る機械器具等の衛生管理については、次によること。
 - (ア) 機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。
 - (イ) 機械器具及びその部品は、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
 - (ウ) 機械器具及びその部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用する。
 - (エ) 温度計、圧力計その他の計器及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
 - (オ) ふきん、包丁、まな板等（以下「ふきん等」という。）は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。この場合において、ふきん等のうち食品等に直接触れるものについては、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。
 - (カ) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ、容器に内容物の名称を表示する等により食品等への混入を防止すること。
 - (キ) 清掃用の器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。
 - (ク) 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう管理するとともに、手洗いに適切な石けん、消毒剤等を備え、常に使用できる状態に保つこと。
 - (ケ) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。
- エ ねずみ、昆虫等の対策については、次によること。
 - (ア) 施設及びその周囲からねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、適切な措置により、これらの施設内への侵入を防止すること。
 - (イ) ねずみ、昆虫等の駆除作業を年2回以上実施し、その記録を1年間保管するとともに、これらが発生した場合は、食品衛生上支障のないよう直ちに駆除すること。
 - (ウ) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
 - (エ) 原材料、製品、包装の資材等を保管する場合は、ねずみ、昆虫等による汚染を防止する措置を講ず

ること。

- オ 廃棄物及び排水の取扱いについては、次によること。
 - (ア) 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じ、手順書を作成すること。
 - (イ) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。
 - (ウ) 廃棄物は、食品衛生上支障のない場所に保管すること。
 - (エ) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
 - (オ) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
- カ 食品等の取扱いについては、次によること。
 - (ア) 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度、表示等を点検し、その結果を記録するよう努めること。
 - (イ) 原材料に腐敗物、異物等が含まれていることが明らかな場合であって、通常の加工、調理等ではこれらを完全に、又は安全な量まで死滅させ、又は除去することができないときは、当該原材料を受け入れないこと。
 - (ウ) 原材料は、必要に応じ、適切な処理を行った後、加工に供するとともに、適切な状態及び方法で保管すること。
 - (エ) 添加物は、正確に計量し、適正に使用すること。
 - (オ) 製造し、加工し、又は調理した食品等は、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素を完全に、又は安全な量まで死滅させ、又は除去すること。
 - (カ) 食品等は、製造、処理、加工、調理、保管、運搬及び販売の各過程において、当該食品等の特性に応じ、加熱等の時間及び温度の管理に十分配慮し、衛生的に取り扱うこと。
 - (キ) 食品等の相互汚染を防止するため、冷蔵庫又は冷蔵室内では食品等を区画して保存し、その他規則で定める事項に配慮すること。
 - (ク) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示ができるものを使用し、これらのうち再使用が可能なものにあっては、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
 - (ケ) 食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への異物の混入を防止することその他の規則で定める事項の実施に努めること。
 - (コ) 原材料及び製品について、法第11条の規定により定められた基準又は規格等への適合性を確認するため、自ら検査を行い、その結果を記録するよう努めること。
- キ 使用する水等の管理については、次によること。
 - (ア) 施設で使用する水は、飲用適の水（規則で定める基準を満たす水をいう。以下同じ。）であること。ただし、食品衛生上支障のない用途に使用す

る場合であって、飲用適の水への混入を防止する措置を講じたときは、この限りでない。

- (イ) 水道法（昭和32年法律第177号）第 3 条第 5 項に規定する水道事業者により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する場合は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その成績書を 1 年間（製造等を行う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が 1 年を超える場合は、当該期間）保管すること。
- (ウ) (イ)に規定する水質検査の結果、飲用適の水でないことが判明した場合は、直ちに使用を中止し、市長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (エ) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (オ) 水道水以外の水を使用する場合は、設置した殺菌装置等が正常に作動しているか否かについて、定期的に確認し、その結果を記録すること。
- (カ) 水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水から作るとともに、衛生的に取り扱い、保管すること。
- (キ) 使用した水を再利用する場合は、食品衛生上支障のないよう必要な処理を行い、その処理工程を適切に管理すること。
- ク 食品衛生に関する責任者の設置については、次によること。
 - (ア) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第 35条に規定する営業又は市長が定める営業の営業者（法第48条に規定する営業者を除く。(カ)において同じ。）にあっては、施設ごとに、食品取扱者のうちから規則で定める要件を満たす食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、その者の氏名を施設内に明示すること。
 - (イ) 食品衛生責任者は、常に食品衛生に関する新しい知識の習得に努めること。
 - (ウ) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。
 - (エ) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、施設の衛生管理その他食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。
 - (オ) 営業者は、(エ)の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。
 - (カ) (ア)に規定する営業以外の営業者にあっては、施設ごとに、食品取扱者のうちから食品衛生に関する責任者を定め、衛生管理に当たらせること。
- ケ 販売食品等（法第 3 条第 1 項に規定する販売食品等をいう。以下同じ。）に係る記録の作成及び保存については、次によること。
 - (ア) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、販売食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態その他必要な事項に関する記録を作成し、

その記録を販売食品等の消費期限、賞味期限等に応じて設定した期間保存するよう努めること。

- (イ) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国又は市から要請があった場合は、(ア)の規定により作成した記録を提出すること。
- (ウ) 製造し、加工し、又は調理した製品について、営業者が自ら検査を行った場合は、その記録を保存するよう努めること。
- コ 販売食品等に係る回収及び廃棄については、次によること。
 - (ア) 販売食品等の回収を迅速かつ適切に行うため、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び市長への報告の手順を定めること。
 - (イ) 回収した販売食品等は、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
 - (ウ) 販売食品等の回収に着手した場合は、必要に応じ、消費者に対する注意を喚起するため、当該回収に関する情報を公表すること。
- サ 営業者は、施設、食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者その他関係者に周知徹底するとともに、その効果を検証し、必要に応じ、その内容を見直すこと。
- シ 飲食店営業のうち規則で定めるものにあつては、規則で定めるところにより、検食を保存すること。
- ス 情報の提供については、次によること。
 - (ア) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
 - (イ) 製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因する健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）又は法に違反する食品等に関する情報は、市長に、速やかに報告すること。
- (2) 営業者は、施設における食品取扱者等の衛生管理を次に掲げるところにより行うこと。
 - ア 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
 - イ 市長から検便を受けるべき旨の指示があった場合は、食品取扱者に検便を受けさせること。
 - ウ 常に食品取扱者の健康管理を行い、下痢、発熱、おう吐その他の食品等を介して感染する疑いのある疾病等の症状を呈している食品取扱者については、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に報告させ、食品等に直接接触する作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。
 - エ 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第 6 条第 2 項に規定する一類感染症、同条第 3 項に規定する二類感染症、同条第 4 項に規定する三類感染症若しくは同条第 7 項に規定する新型インフルエン

ザ等感染症の患者又は同条第11項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、その病原体を保有していないことが確認されるまで、食品等に直接接触する作業に従事させないこと。

オ 食品取扱者は、作業場内では衛生的な衣服等を着用し、作業場専用の衛生的な履物を用いるとともに、汚染区域には当該衣服等又は履物のまま立ち入らないこと。

カ 食品取扱者は、常に爪を短く切り、作業前、用便後及び生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後は、手指の洗浄及び消毒をし、これを清潔に保つこと。

キ 食品取扱者は、食品等を取り扱う作業中に放たん、喫煙その他食品衛生上支障のある行為をしないこと。

ク 食品取扱者は、所定の場所以外の場所において、着替え、喫煙、飲食その他食品衛生上支障のある行為をしないこと。

ケ 食品取扱者以外の者が作業場に立ち入る場合は、適切な場所で着替えさせ、オからクまでに掲げる事項を遵守させること。

(3) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、処理、加工、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者その他関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。

(4) 営業者は、食品等の運搬を次に掲げるところにより行うこと。

ア 食品等を運搬する車両、コンテナ等は、適切なものを使用し、定期的に清掃、補修等を行い、食品衛生上支障のないよう清潔に保つこと。

イ 食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、必要に応じ、食品等以外の貨物による汚染を防止する措置を講ずること。

ウ 運搬中の食品等がほこり、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。

(5) 営業者は、法に基づき適正な表示を行うこと。この場合において、弁当等の消費期限については、必要に応じ、時刻も記載すること。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市簡易水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第57号

奈良市簡易水道条例の一部を改正する条例

奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第

2項の次に次の1項を加える。

3 指定給水装置工事事業者は、前項の工事検査の結果、不完全と認められたときは、市長が指定する期間内に当該工事の手直しをし、再検査を受けなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（特別の場合における費用負担）

第10条の2 給水のため、特に配水管その他の水道施設の布設工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者は、市長が定める方法により、その受益の限度において市長が定める費用を負担しなければならない。

第23条中「の簡易水道の区分に応じ、同表」を削り、同条に次の2項を加える。

2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するときの料金は、消火栓1個について346円とし、その使用時間は5分以内とする。

3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき525円とする。

第24条に次の1項を加える。

3 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第30条第2項中「別表第3の簡易水道」を「メーターの口径」に、「同表」を「別表第3」に改める。

第31条第1項中「当該各号」を「別表第4」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第6条第1項の指定を受ける者

(2) 第6条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受ける者

(3) 第6条第2項の工事検査を受ける者

第31条に次の1項を加える。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第35条に次の1項を加える。

2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、次の表の左欄に掲げる料金の滞納額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料を納付しなければならない。

料 金 の 滞 納 額 の 区 分	手 数 料
10,000円以下の金額	1,050円
10,000円を超え20,000円までの金額	2,100円
20,000円を超え50,000円までの金額	4,200円
50,000円を超える金額	5,250円

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第23条関係）

奈良市簡易水道料金表

1 専用給水装置

(1) 基本料金

メーター の 口 径	料 金（1月につき）
---------------	------------

13ミリメートル	基本水量8立方メートルまで	766円
	10立方メートルまで	976円
20ミリメートル	基本水量8立方メートルまで	1,312円
	10立方メートルまで	1,722円
25ミリメートル	基本水量8立方メートルまで	1,848円
	10立方メートルまで	2,467円
40ミリメートル		6,195円
50ミリメートル		9,870円
75ミリメートル		23,835円

(2) 従量料金

メーターの口径	料 金（1月につき）
13ミリメートルから	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分
25ミリメートルまで	1立方メートルにつき 162円
	使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分
	1立方メートルにつき 210円
	使用水量50立方メートルを超える分
	1立方メートルにつき 225円
40ミリメートルから	使用水量1,000立方メートルまでの分
75ミリメートルまで	1立方メートルにつき 241円
	使用水量1,000立方メートルを超える分
	1立方メートルにつき 267円

2 共用給水装置

基本料金（1戸1月につき）	基本水量 8 立方メートルまで 451円
従量料金（1戸1月につき）	使用水量 8 立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 101円

別表第 3（第30条関係）

奈良市簡易水道分担金表

メーターの口径	金額（1件につき）
13ミリメートル	103,950円
20ミリメートル	199,500円
25ミリメートル	336,000円
40ミリメートル	1,065,750円
50ミリメートル	1,958,250円
75ミリメートル	5,024,250円

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4（第31条関係）

1 指定給水装置工事事業者指定手数料

単 位	金 額
1 件につき	10,000円

2 設計審査手数料

区 分	口 径	金額 （1 件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル	1,000円

3 工事検査手数料

区 分	口 径	金額 （1 件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル	1,000円

備考 第 6 条第 3 項の再検査についても、1 件とみなす。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市簡易水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 6 条第 3 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後の給水装置工事（修繕の工事を除く。）の工事申込みに係る分について適用し、同日前の工事申込みに係る分については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第23条第 1 項及び別表第 2 の規定は、平成22年 4 月分以後の分として徴収する料金について適用し、同年 3 月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例による。ただし、平成22年度（平成22年 4 月分から平成23年 3 月分まで）、平成23年度（平成23年 4 月分から平成24年 3 月分まで）及び平成24年度（平成24年 4 月分から平成25年 3 月分まで）の各月分として徴収する料金は、改正後の条例別表第 2 の規定にかかわらず、次に掲げる各年度の簡易水道ごとの料金表に定める額とする。

平成22年度奈良市月々瀬簡易水道料金表						
メーターの口径	料 金 (1月につき)					
13ミリメートル	基本料金	基本水量	8立方メートルまで 766円 10立方メートルまで 976円			使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 285円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 322円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 360円 使用水量70立方メートルを超え、85立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 435円 使用水量85立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 267円
	従量料金		使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円			
20ミリメートル	基本料金	基本水量	8立方メートルまで 1,312円 10立方メートルまで 1,722円			
	従量料金		使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円			
25ミリメートル	基本料金	基本水量	8立方メートルまで 1,848円 10立方メートルまで 2,116円			
	従量料金		使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 202円 使用水量30立方メートルを超え、34立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 240円 使用水量34立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円			
40ミリメートル	基本料金		3,048円			
	従量料金		使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 60円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 247円			
				50ミリメートル	基本料金	3,967円
					従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 60円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 247円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 285円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 322円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 360円 使用水量70立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 435円 使用水量100立方メートルを超え、1000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 267円
				75ミリメートル	基本料金	7,458円
					従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 60円

		使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 247円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 285円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 322円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 360円 使用水量70立方メートルを超え、154立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 435円 使用水量154立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 267円
--	--	--

平成23年度奈良市月々瀬簡易水道料金表

メーターの口径	料 金 (1月につき)	
13ミリメートル	基本料金	基本水量 8 立方メートルまで 766円 10立方メートルまで 976円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 225円
20ミリメートル	基本料金	基本水量 8 立方メートルまで 1,312円 10立方メートルまで 1,722円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 225円
25ミリメートル	基本料金	基本水量 8 立方メートルまで 1,848円 10立方メートルまで 2,233円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分

		1 立方メートルにつき 181円 使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 205円 使用水量30立方メートルを超え、34立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 230円 使用水量34立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 225円
40ミリメートル	基本料金	4,097円
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 120円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 220円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 245円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 270円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 295円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 320円 使用水量70立方メートルを超え、85立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 370円 使用水量85立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 267円
50ミリメートル	基本料金	5,935円
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 120円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 220円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 245円

		使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 270円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 295円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 320円 使用水量70立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 370円 使用水量100立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 267円
75ミリメートル	基本料金	12,917円
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 120円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 220円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 245円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 270円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 295円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 320円 使用水量70立方メートルを超え、154立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 370円 使用水量154立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 267円
平成24年度奈良市月々瀬簡易水道料金表		
メーターの口径	料 金（1月につき）	
13ミリメートル	基本料金	基本水量 8立方メートルまで 766円 10立方メートルまで 976円
ル	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円
20ミリメートル	基本料金	基本水量 8立方メートルまで 1,312円 10立方メートルまで 1,722円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円
25ミリメートル	基本料金	基本水量 8立方メートルまで 1,848円 10立方メートルまで 2,350円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 172円 使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 207円 使用水量30立方メートルを超え、34立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 220円 使用水量34立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 225円
40ミリメートル	基本料金	5,146円
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 181円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 231円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 243円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 256円

		使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 268円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 281円 使用水量70立方メートルを超え、85立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 306円 使用水量85立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 267円			使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 243円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 256円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 268円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 281円 使用水量70立方メートルを超え、154立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 306円 使用水量154立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 267円
50ミリメートル	基本料金	7,902円	平成22年度奈良市白石地区簡易水道、奈良市南之庄地区簡易水道及び奈良市都祁簡易水道料金表		
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 181円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 231円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 243円 使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 256円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 268円 使用水量60立方メートルを超え、70立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 281円 使用水量70立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 306円 使用水量100立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1 立方メートルにつき 267円	口径	使用水量	料 金（1月につき）
13ミリメートル	基本料金	8 立方メートルまで 基本水量766円 10立方メートルまで 976円	27立方メートルまでの分	基本料金	基本水量10立方メートルまで 1,593円
	従量料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、28立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 150円 使用水量28立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 165円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 172円	27立方メートルを超える分	基本料金	基本水量10立方メートルまで 1,593円
75ミリメートル	基本料金	18,376円			
	従量料金	使用水量10立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 181円 使用水量10立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 231円			

			使用水量40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 180円 使用水量50立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 184円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 187円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 198円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 202円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 206円				1立方メートルにつき 202円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 206円	
20ミ リメ ート ル	29立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 基本水量1,312円 10立方メートルまで 1,722円	25ミ リメ ート ル	94立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 基本水量1,848円 10立方メートルまで 2,467円	
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 29立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円			従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超え、 94立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 225円	
	29立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 2,469円		94立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 6,445円	
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 95立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量95立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 187円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 198円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 202円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 206円			従量 料金	使用水量0立方メートルを超え、 64立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円	
			使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 198円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分		40ミ リメ ート ル	64立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	6,195円
							従量 料金	

	64立方メートルを超える分	基本料金	基本水量10立方メートルまで 13,013円				1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 235立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量235立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 206円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 216円
		従量料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 65立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量65立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 191円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 202円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 206円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 216円				
50ミリメートル	234立方メートルまでの分	基本料金	9,870円	75ミリメートル	514立方メートルまでの分	基本料金	23,835円
		従量料金	使用水量 0 立方メートルを超え、 234立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円			従量料金	使用水量 0 立方メートルを超え、 514立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円
	234立方メートルを超える分	基本料金	基本水量10立方メートルまで 26,008円		514立方メートルを超える分	基本料金	使用水量10立方メートルまで 52,001円
		従量料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量310立方メートルを超え、 515立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円				

			使用水量515立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 216円
平成23年度奈良市白石地区簡易水道、奈良市南之庄 地区簡易水道及び奈良市都祁簡易水道料金表			
口径	使用 水量	料 金 (1月につき)	
13ミ リメ ート ル	27立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 766円 基本水量10立方メートルまで 976円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 27立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円
	27立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 1,607円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 28立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量28立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 180円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 185円 使用水量40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量50立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 197円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 207円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量310立方メートルを超え る分 1立方メートルにつき 212円
20ミ リメ ート ル	29立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 1,312円 基本水量10立方メートルまで 1,722円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 29立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円
	29立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 2,479円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 185円 使用水量40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量50立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 197円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 207円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量310立方メートルを超え る分 1立方メートルにつき 212円
25ミ リメ ート ル	94立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 1,848円 基本水量10立方メートルまで 2,467円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超え、 94立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 225円

	94立 方メ ー ト ル を 超 え る 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 6,456円				使用水量65立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 208円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 215円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 220円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 233円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 95立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量95立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 207円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量310立方メートルを超え る分 1立方メートルにつき 212円				
40ミ リメ ー ト ル	64立 方メ ー ト ル ま で の 分	基本 料金	6,195円	50ミ リメ ー ト ル	234 立 方 メ ー ト ル ま で の 分	基本 料金	9,870円
		従量 料金	使用水量 0 立方メートルを超え、 64立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円			従量 料金	使用水量 0 立方メートルを超え、 234立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円
	64立 方メ ー ト ル を 超 え る 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 13,031円		234 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 26,021円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 235立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量235立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 220円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 233円			従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 235立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量235立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 220円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 233円

75ミ リメ ート ル	514 立方 メー トル まで の分	基本 料金	23,835円
		従量 料金	使用水量 0 立方メートルを超え、 514立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 241円
	514 立方 メー トル を超 える 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 52,003円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 195円 使用水量310立方メートルを超え、 515立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 200円 使用水量515立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 220円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1 立方メートルにつき 233円

平成24年度奈良市白石地区簡易水道、奈良市南之庄
地区簡易水道及び奈良市都祁簡易水道料金表

口径	使用 水量	料 金（1月につき）	
13ミ リメ ート ル	27立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8 立方メートルまで 766円 基本水量10立方メートルまで 976円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 27立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円

27立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 1,620円	
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 28立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 150円 使用水量28立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 195円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 197円 使用水量40立方メートルを超え、 50立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 200円 使用水量50立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 211円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 213円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 216円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超え る分 1 立方メートルにつき 219円
	20ミ リメ ート ル	基本 料金	8 立方メートルまで 1,312円 基本水量10立方メートルまで 1,722円
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、 29立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 210円
29立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 2,489円	
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1 立方メートルにつき 197円

			使用水量40立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円 使用水量50立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 211円 使用水量60立方メートルを超え、110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 213円 使用水量110立方メートルを超え、210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 216円 使用水量210立方メートルを超え、310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 219円				使用水量110立方メートルを超え、210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 216円 使用水量210立方メートルを超え、310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 218円 使用水量310立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 219円
				40ミ リメ ート ル	64立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	6,195円
						従量 料金	使用水量0立方メートルを超え、64立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円
					64立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 13,049円
						従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、65立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量65立方メートルを超え、110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 224円 使用水量110立方メートルを超え、210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 228円 使用水量210立方メートルを超え、310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 229円 使用水量310立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 231円 使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき 250円
25ミ リメ ート ル	94立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	8立方メートルまで 1,848円 基本水量10立方メートルまで 2,467円				
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 162円 使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 210円 使用水量50立方メートルを超え、94立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 225円				
	94立 方メ ート ルを 超え る分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 6,467円				
		従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、95立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量95立方メートルを超え、110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 213円				
				50ミ リメ ート ル	234立 方メ ート ルま での 分	基本 料金	9,870円
						従量 料金	使用水量0立方メートルを超え、234立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円

234 立方 メー トル を超 える 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 26,034円			使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量310立方メートルを超え、 515立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 200円 使用水量515立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 231円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 250円
	従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円 使用水量60立方メートルを超え、 110立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 175円 使用水量110立方メートルを超え、 210立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 190円 使用水量210立方メートルを超え、 235立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 195円 使用水量235立方メートルを超え、 310立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 229円 使用水量310立方メートルを超え、 1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 231円 使用水量1,000立方メートルを超 える分 1立方メートルにつき 250円			
75ミ リメ ー トル ま での 分	基本 料金	23,835円			
	従量 料金	使用水量0立方メートルを超え、 514立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 241円			
514 立方 メー トル を超 える 分	基本 料金	基本水量10立方メートルまで 52,005円			
	従量 料金	使用水量10立方メートルを超え、 20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 145円 使用水量20立方メートルを超え、 30立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 150円 使用水量30立方メートルを超え、 40立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 160円 使用水量40立方メートルを超え、 60立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 170円			

4 改正後の条例第23条第2項及び第3項の規定は、平成22年4月1日以後に私設消火栓を公共のための演習以外の演習又は工事用その他臨時の用途の使用に係る料金について適用し、同日前のこれらの用途の使用に係る料金については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第30条第2項の規定は、平成22年4月1日以後における給水装置の新設の工事申込みに係る簡易水道施設分担金について適用し、同日前の工事申込みに係る簡易水道施設分担金については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第31条第3項の規定は、平成22年4月1日以後に第6条第1項に規定する指定の申込み、同条第2項に規定する給水装置工事の設計審査の申込み又は同条第2項に規定する給水装置工事の工事検査の申込みに係る手数料について適用し、同日前の指定の申込み、設計審査の申込み又は工事検査の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第35条第2項の規定は、給水停止処分を受けた者の平成22年4月1日以後の給水の再開に係る手数料について適用し、同日前の給水の再開に係る手数料については、なお従前の例による。

(平成21年12月10日揭示済)

奈良市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第58号

奈良市国民健康保険条例等の一部を改正する条例
(奈良市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第19条中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限

の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3パーセント)」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

23 当分の間、第19条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第 6 条 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 3 条 奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「年10.95パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

(延滞金の割合の特例)

第 3 条 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の年 7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第89号）第15条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例、奈良市介護保険条例及び奈良市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(平成21年12月10日揭示済)

規

則

奈良市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第77号

奈良市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則（奈良市児童福祉法施行細則の一部改正）

第 1 条 奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「同法第314条の 7」の次に「、第314条の 8」を加え、同表備考 2 の(1)中「第92条第 1 項及び」を「第78条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項並びに」に改め、同表備考 2 の(2)中「第41条の 2」の次に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「及び第41条の19の 3 第 1 項」を「並びに第41条の19の 5 第 1 項」に改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和55年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 1 中「同法第314条の 7」の次に「、第 314条の 8」を加え、同表備考 2 の(1)中「第92条第 1 項及び」を「第78条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第314条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第92条第 1 項並びに」に改め、同表備考 2 の(2)中「第41条の 2」の次に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「及び第41条の19の 3 第 1 項」を「並びに第41条の19の 5 第 1 項」に改める。

(奈良市母子保健法施行細則の一部改正)

第 3 条 奈良市母子保健法施行細則（平成14年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「同法第314条の 7」の次に「、第314条の 8」を加え、同表備考 2 の(1)中「第92条第 1 項及び」

を「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

（奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則の一部改正）

第4条 奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則（平成17年奈良市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表備考2の(1)中「第92条第1項及び」を「第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（平成21年12月7日揭示済）

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第78号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3の(2)中「額（）」の次に「医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。」を加え、「350,000円」を「390,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成21年12月7日揭示済）

奈良市個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成21年12月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第79号

奈良市個人情報保護条例施行規則

奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第57条の規定に基づき、市長における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

（外部提供に係る条件）

第2条 市長は、条例第8条第1項ただし書の規定により外部提供をすることを決定した場合において、必要があると認めるときは、同条第3項の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 個人情報の漏えい等の防止に関する事項
- (2) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (3) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の使用の停止に関する事項
- (6) 個人情報の返還義務又は廃棄義務に関する事項
- (7) その他個人情報の保護に関し必要と認める事項

2 市長は、外部提供を受けたものが前項に規定する条件に違反したときは、直ちに当該外部提供を中止するとともに、提供に係る保有個人情報の利用の停止、返還その他必要な措置を命じることができる。

（個人情報の取扱いを伴う事務の委託等）

第3条 市長は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするとき又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、条例第11条第1項又は第2項に規定する必要な措置として、当該契約又は協定に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 個人情報の漏えい等の防止に関する事項
- (2) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (3) 委託においては再委託、協定においては委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 提供資料の返還義務に関する事項
- (8) その他個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (9) 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除、損害賠償等に関する事項

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第4条 市長は、個人情報ファイル（条例第13条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同

じ。)を保有するに至ったときは、速やかに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 市長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

3 市長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第7号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

4 市長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なくこれを一般の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

(個人情報ファイルへの掲載事項)

第5条 条例第13条第1項第7号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始年月日
- (2) 条例第2条第4号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別
- (3) 条例第2条第4号アに係る個人情報ファイルについて、第7条第1号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (4) その他市長が必要と認める事項

(条例第13条第2項第7号の実施機関が定める数)

第6条 条例第13条第2項第7号の実施機関が定める数は、1,000人とする。

(個人情報ファイル簿への掲載の適用除外)

第7条 条例第13条第2項第9号の実施機関が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 条例第2条第4号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第13条第1項の規定による公表に係る条例第2条第4号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- (2) 条例第13条第2項第2号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- (3) 条例第13条第2項第2号に規定する者及び前号に規定する者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(法定代理人等による開示請求)

第8条 条例第14条第2項の規定による本人と特別の関係にあると実施機関が認める者は、当該本人が病気、障がい等により直接開示請求ができない特別の理由がある場合で、本人と特別の関係にある者とする。

(個人情報開示請求書)

第9条 条例第15条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書(別記第1号様式)とする。

(本人等であることの証明に必要な書類)

第10条 条例第15条第2項(条例第24条第3項において準

用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する実施機関が定めるところにより自己が開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示すために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、次のいずれかとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該請求に係る本人であることを確認することができるもの

2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定めるところにより自己が開示請求に係る保有個人情報の法定代理人等であることを示すために必要な書類として提示し、又は提出しなければならないものは、当該法定代理人等に係る前項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類とする。

- (1) 未成年者の法定代理人にあつては、戸籍謄抄本その他法定代理人であることを証明する書類として市長が認めるもの
- (2) 成年被後見人の後見人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他後見人であることを証明する書類として市長が認めるもの
- (3) 本人と特別の関係にあると実施機関が認める者にあつては、本人の診断書及び本人の署名した委任状その他の特別の関係にあることを証明する書類として市長が認めるもの

(開示請求の補正等)

第11条 条例第15条第3項、第28条第3項又は第35条第3項の規定により補正を求める場合の通知は、個人情報開示請求書等補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の通知書により指定された期限までに補正されないときその他却下することが適当と認めるときは、当該開示請求等を却下することができる。

3 前項の規定により開示請求等を却下する場合の通知は、個人情報開示請求等却下通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(個人情報開示決定通知書等)

第12条 条例第20条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書(別記第4号様式)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書(別記第5号様式)

2 条例第20条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報不開示決定通知書(別記第6号様式)
- (2) 開示請求を拒否する旨の決定 個人情報開示請求拒否決定通知書(別記第7号様式)
- (3) 保有個人情報を保有していない旨の決定 個人情報

不存在決定通知書（別記第8号様式） （開示決定等の期間延長通知） 第13条 条例第21条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第9号様式）により行うものとする。 2 条例第22条の規定による通知は、大量請求に係る個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第10号様式）により行うものとする。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等） 第14条 条例第23条第1項及び第2項の規定による通知は、個人情報の開示に係る意見照会書（別記第11号様式）により行うものとする。 2 条例第23条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、個人情報の開示に係る意見書（別記第12号様式）により行うものとする。 3 条例第23条第3項の規定による通知は、個人情報の開示に係る通知書（別記第13号様式）により行うものとする。 （保有個人情報の開示） 第15条 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書を閲覧する者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。 2 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。 3 保有個人情報を開示する場合において、保有個人情報が記録されている行政文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。 （電磁的記録の開示の方法） 第16条 条例第24条第1項の規定による電磁的記録の開示については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 録音テープ及びビデオテープ 専用機器により再生したものの視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付 (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの視聴又はフレキシブルディスクカートリッジその他の電磁的記録の媒体に複写したものの交付 2 電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付する方法以外の方法による開示は、開示請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、開示請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する専用機器で容易に対処することができるときに限り行うこととする。 （口頭による開示請求） 第17条 市長は、条例第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。 （費用負担）	第18条 条例第26条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。 2 写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用を前納しなければならない。 （個人情報訂正請求書等） 第19条 条例第28条第1項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書（別記第14号様式）とする。 2 第10条の規定は、訂正請求について準用する。 （個人情報訂正決定通知書等） 第20条 条例第30条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。 (1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書（別記第15号様式） (2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 個人情報部分訂正決定通知書（別記第16号様式） 2 条例第30条第2項の規定により保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定するときの通知は、個人情報不訂正決定通知書（別記第17号様式）により行うものとする。 （訂正決定等の期間延長通知） 第21条 条例第31条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。 2 条例第32条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。 （訂正実施通知書） 第22条 条例第33条の規定による通知は、個人情報訂正実施通知書（別記第20号様式）により行うものとする。 （個人情報利用停止請求書等） 第23条 条例第35条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（別記第21号様式）とする。 2 第10条の規定は、利用停止請求について準用する。 （個人情報利用停止決定通知書等） 第24条 条例第37条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。 (1) 保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（別記第22号様式） (2) 保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 個人情報部分利用停止決定通知書（別記第23号様式） 2 条例第37条第2項の規定により保有個人情報の全部を利用停止しない旨の決定するときの通知は、個人情報利用不停止決定通知書（別記第24号様式）により行うものとする。 （訂正決定等の期間延長通知） 第25条 条例第38条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第25号様式）により行うものとする。 2 条例第39条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（別記第26号様式）により行う
---	---

ものとする。
(諮問をした旨の通知)

第26条 条例第41条の規定による通知は、審議会諮問通知書(別記第27号様式)により行うものとする。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日に市長が保有する個人情報ファイルについての第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

別表 (第18条関係)

行政文書の種別	写しの作成の方法	費用負担の額
文書又は図画	複写機により複写したものの(モノクロ単色刷りでA 3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	複写機により複写したものの(多色刷りでA 3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	複写機によりA 1判若しくはA 2判の用紙に複写	作成に要する費用に相当する額

	したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの	
マイクロフィルム	印刷したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA 3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻(120分)につき200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻(120分)につき300円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(モノクロ単色刷りでA 3判までの用紙に限る。)	1枚につき10円
	用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りでA 3判までの用紙に限る。)	1枚につき30円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき50円
	上記以外の電磁的記録の媒体に複写したもの	作成に要する費用に相当する額

別記
第 1 号様式 (第 9 条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

請求者 住所氏名電話番号

〒

(あて先) 奈良市長

奈良市個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	☐ 閲覧		☐ 写しの交付
	本人の氏名		
	本人の住所		
請求の場合同等の本人の氏名等	連絡先		
※本人の確認方法	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ その他 ()
※法定代理人等の確認方法	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ その他 ()
	☐ 戸籍謄抄本	☐ 登記事項証明書	☐ その他 ()
※所管課			
備考			

(注) 1 開示請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。

2 開示請求の際には、本人であることを証明するために必要なもの(運転免許証、旅券等)を提示し、又は提出してください。

3 法定代理人等が開示請求する場合には、請求者に係る上記 2 のもののほか、その資格を証明するもの(戸籍謄抄本、登記事項証明書等)を提示し、又は提出してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

第 3 号様式（第11条関係）

個人情報開示請求等却下通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）請求については、次の理由により却下することと決定したので、通知します。

保有個人情報の内容	
却 下 す る 理 由	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することが出来ます。

第 2 号様式（第11条関係）

個人情報開示請求書等補正通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった個人情報（開示・訂正・利用停止）請求書については、次のとおり不備がありますので、奈良市個人情報保護条例（第15条第 3 項・第28条第 3 項・第35条第 3 項）の規定により補正を求めます。

補正を求める事項	
補 正 期 限	年 月 日
添 付 書 類	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(注) 補正期限までに補正ができない場合は、当該請求を却下する場合があります。

第5号様式(第12条関係)

個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良県個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を開示することと決定したので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	開示の日時	年	月	日()	時	分
開示の場所						
開示をしない部分						
上記部分の開示 をしない理由	奈良市個人情報保護条例第16条第 (具体的な理由)					号に該当
上記の理由が なくなる時期	年	月	日			
備考						
所管課					電話番号	内線

(注) 1 開示を受ける際には、この通知書と本人又は法定代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

2. 当日ご都合が悪いときは、所管課までご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての保有個人情報の開示を受けてください。

3 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができるとは限り記載しています。当該保有個人情報の開示を希望するときは、この時期以後に改めて請求してください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求め訴える、この決定があったことを知った日から6箇月以内、奈良市を被告として提起することができることを知ったことを知った日の翌日の起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができません。

第4号様式(第12条関係)

固人情報開示決定通知書

田 吟
月
年 築

様

奈良市長

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第20条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容			
開示の日時	年	月	日() 時 分
開示の場所			
備考			
所管課	電話番号		内線

(注) 1 開示を受ける際には、この通知書と本人又は法定代理人等であることを証明する書類を提示し、又は提出してください。

22 当日の都合が悪いときは、所管課までご連絡ください。ただし、正当な理由がある場合を除いて、指定された開示の日から起算して90日以内に開示請求をしたすべての保有個人情報の開示を受けてください。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求めるとは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができません。

第7号様式（第12条関係）

個人情報開示請求拒否決定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第19条の規定により次のとおり保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示請求を拒否する理由		
備考		
所管課	電話番号	内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。また、この決定の取消しを求め訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第6号様式（第12条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第20条第2項の規定により次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことと決定したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容		
開示をすることができない理由（具体的な理由）	奈良市個人情報保護条例第16条第 号に該当	
上記の理由がなくなるとの時期	年 月 日	
備考		
所管課	電話番号	内線

(注) 1 「上記の理由がなくなる時期」欄は、その時期をあらかじめ明示することができるときは、この時期に限り記載していただきます。当該保有個人情報の開示を希望するときは、この時期以後に改めて請求してください。

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができず。また、この決定の取消しを求め訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができず。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

第 9 号様式 (第13条関係)

個人情報開示決定等期間延長 通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第21条第 2 項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
決 定 期 間 満 了 日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

第 8 号様式 (第12条関係)

個人情報不存在決定通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第20条第 2 項の規定により次のとおり該当する保有個人情報保有しておらず、開示しないことと決定したので、通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
該当する保有個人情報 を保有していない理由	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求めるとして提起することがあったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することが出来ます。

第11号様式（第14条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

奈良市個人情報保護条例の規定に基づく開示請求がありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれています。
つきましては、当該保有個人情報の開示をするかどうかの決定を行う際の参考としたいので、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに回答してくださいよろしくお願いいたします。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報に含まれているあなたに 関する情報の内容	
※ 条例第23条第2項 の規定を適用する 場合の理由	
備考	
意見書の提出先 (所管課)	電話番号 内線

(注) ※欄は、奈良市個人情報保護条例第23条第2項第1号又は第2号に該当する
場合のみ、記入してあります。

第10号様式（第13条関係）

大量請求に係る個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の開示については、奈良市個人情報保護条例第22条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
請求のあった日から60日以内に決定する事項	
上記事項以外の事項及びその決定期限	年 月 日
条例第22条の規定を適用する理由	
備考	
所管課	電話番号 内線

第13号様式（第14条関係）

個人情報開示に係る通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで意見書の提出がありました保有個人情報開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、奈良市個人情報保護条例第23条第 3 項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
開 示 を す る こ と と したあなたに関する 情 報 の 内 容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日時	年 月 日 () 時 分
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

(注) 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することが出来ます。

2 開示を実施するまでに、行政不服審査法による異議申立て及び執行停止の申立てがない場合は、保有個人情報に記載されているあなたに関する情報は開示されます。

第12号様式（第14条関係）

個人情報開示に係る意見書

(あて先) 奈良市長

年 月 日

〒

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで照会のありましたことについては、次のとおり回答します。

開 示 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
開 示 決 定 に 反 対 す る 意 思 の 有 無	1 有 2 無
開 示 決 定 に 反 対 す る 理 由 等	支障がある部分
	支障がある理由

(注) 「開示決定に反対する意思の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。開示決定に反対する場合は、「開示決定に反対する理由等」欄に具体的に記入してください。

第15号様式（第20条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の訂正については、奈良市個人情報保護条例第30条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の全部を訂正することと決定したので、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正する箇所			
訂正の内容	訂正前		
	訂正後		
訂正年月日	年	月	日
備考			
所管課	電話番号		内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することが出来ます。

第14号様式（第19条関係）

個人情報訂正請求書

(あて先) 奈良市長
年 月 日

〒

請求者 住所 氏名
電話番号

奈良市個人情報保護条例第27条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年	月	日
訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正請求の趣旨	訂正を求める箇所 () 訂正を求める内容 ()		
訂正請求の理由			
法定代理人等による請求の場合同本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所		
	連絡先		
※本人の確認方法	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ その他 ()
※法定代理人等の確認方法	☐ 運転免許証	☐ 旅券	☐ その他 ()
	☐ 戸籍謄抄本	☐ 登記事項証明書	☐ その他 ()
	※所管課		
備考			

(注) 1 訂正請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
2 訂正請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明するために必要なもの（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
3 法定代理人等が訂正請求する場合には、請求者に係る上記2のもののほか、その資格を証明するもの（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
4 ※印の欄は、記入しないでください。

— 39 —

第19号様式（第21条関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日
第 年 月 日
第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の訂正については、奈良市個人情報保護条例第32条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
訂 正 決 定 等 に 特 に 長 期 間 を 要 す る 理 由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

第18号様式（第21条関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日
第 年 月 日
第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の訂正については、奈良市個人情報保護条例第31条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

訂 正 請 求 に 係 る 保有個人情報の内容	
決 定 期 間 満 了 日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延 長 の 理 由	
備 考	
所 管 課	電話番号 内線

第21号様式（第23条関係）

個人情報利用停止請求書

（あて先）奈良市長

年 月 日

〒

請求者 住所 氏名
電話番号

奈良市個人情報保護条例第34条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止請求の趣旨	利用停止を求める箇所 () 求める措置の内容 (☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 提供の停止)
利用停止請求の理由	
法定代理人等による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名 本人の住所 連絡先
※本人の確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他 ()
※法定代理人等の確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他 () ☐ 戸籍謄抄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
※所管課	
備考	

(注) 1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。
2 利用停止請求の際には、本人であることを証明するために必要なもの（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
3 法定代理人等が利用停止請求する場合には、請求者に係る上記2のもののほか、その資格を証明するもの（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提示し、又は提出してください。
4 ※印の欄は、記入しないでください。

第20号様式（第22条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで提供した保有個人情報については、次のとおり訂正を実施しましたので、奈良市個人情報保護条例第38条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	訂正前
	訂正後
訂正を実施した年月日	年 月 日
備考	
所管課	電話番号 内線

第23号様式（第24条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の利用停止については、奈良市個人情報保護条例第37条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の一部を利用停止することと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しない箇所	
利用停止しない理由	
備考	
所管課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求め訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することが出来ます。

第22号様式（第24条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の利用停止については、奈良市個人情報保護条例第37条第1項の規定により次のとおり保有個人情報の全部を利用停止することと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
備考	
所管課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求め訴えは、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することが出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することが出来ます。

第25号様式（第25条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日
第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の利用停止については、
奈良市個人情報保護条例第38条第2項の規定により次のとおり決定期間を延長したの
で、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
備考	
所管課	電話番号 内線

第24号様式（第24条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日
号 日

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の利用停止については、
奈良市個人情報保護条例第37条第2項の規定により次のとおり保有個人情報の全部を
利用停止しないことと決定したので、通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
備考	
所管課	電話番号 内線

(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌
日から起算して60日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立
てをすることが出来ます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定
があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起すること
が出来ます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以
内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対す
る決定があったことを知った日から6箇月以内に提起することが出来ます。

第27号様式（第26条関係）

審議会議問通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日付けで提起された不服申立てについて、次のとおり
奈良市個人情報保護審議会に諮問しましたので、奈良市個人情報保護条例第41条の規
定により通知します。

保有個人情報の内容	
諮問をした年月日	年 月 日
備考	
所 管 課	電話番号 内線

第26号様式（第25条関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

年 月 日に請求のあった保有個人情報の利用停止については、
奈良市個人情報保護条例第39条の規定により次のとおり決定期間を延長したので、通
知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等に特に 長期間を要する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日
備考	
所 管 課	電話番号 内線

(平成21年12月10日揭示済) 奈良市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月10日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市規則第80号 奈良市個人情報保護審議会規則の一部を改正する規則 奈良市個人情報保護審議会規則（平成14年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。 第1条中「（平成13年奈良市条例第55号）第27条第6項」を「（平成21年奈良市条例第51号）第43条第6項」に改める。 第4条中「、不服申立人」を削る。 附 則 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 (平成21年12月10日揭示済) 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月10日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市規則第81号 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則の一部を改正する規則 個人情報の保護の推進に係る出資法人の範囲を定める規則（平成14年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。 本則中「（平成13年奈良市条例第55号）第29条」を「（平成21年奈良市条例第51号）第53条第1項」に改める。 附 則	この規則は、平成22年4月1日から施行する。 (平成21年12月10日揭示済) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年12月10日 奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市規則第82号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。 第24条第1項に次の1号を加える。 (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。 (平成21年12月10日揭示済)
---	--

正 誤

平成22年 1 月 1 日付け奈良市公報第252号

ページ	段	行	誤	正						
19	右	4	平成22年 3 月30日	平成22年 3 月26日						
19	右	20	(㊦)	(2)						
19	右	40	奈良市都市整備部都市計画室西大寺区画整理事務所	奈良市建設部道路室街路課						
20	右	21	14点	16点						
20		27	<table><tr><td>安全管理</td><td>現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。</td></tr></table>	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。	<table><tr><td>安全管理</td><td>現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。</td></tr><tr><td>施工管理</td><td>施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。</td></tr></table>	安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。	施工管理	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。									
安全管理	現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。									
施工管理	施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。									
20		28	4 点	8 点						
20		29	工事成績評定点、表彰実績	表彰実績						
20		31	10点	8 点						

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。